

日時・場所	令和2年4月20日(月)8時45分～ 第1委員会室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・先週、総合計画ロードマップのヒアリングを実施した。ロードマップに位置付けられている事業については立体的に、今の状況を見ながら進めてもらうとともに、新しく出てきている市民の課題等についても、きちんと位置付けながら今年度の事業に取り組んでもらいたい。
- ・新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言の全国拡大を受けて、4月17日(金)に対策本部会議を開き、学校や公共施設等の休業について5月31日まで延長することを決定した。国では色々な事情があって5月6日までとされているが、市としてはそこも見据えながら、できるだけ早く収束できるように取り組んでいきたい。
県内でも他の市役所ではクラスターが発生しているため、気を抜かないように、職員の健康管理と感染防止、BCP(事業継続計画)についても確認して進めてもらいたい。
- ・県が出勤者を1/5にするとっており、1/2にしている市役所もあるが、これに正解はなく、野洲市では市民サービスを優先して通常体制としている。問題が起こった場合は、対策本部会議でルール化した形で職員の安全を守るとともに事業が継続できるよう、改めて毎日情報を確認し、着実に取り組んでもらいたい。
- ・県内では感染者が増加している。以前から知事に要望しているが、検査体制がまだまだ脆弱であり、情報の共有ができていない。市立病院でも、患者が受診に来られたり、協力要請があったりすることが想定されるため、情報をきちんと位置付けながら、具体的な対応策に慎重に取り組んでもらいたい。

2. 議題

①「エコオフィス運動」の実施について

令和2年5月1日(金)から10月31日(土)まで例年通り実施するため、協力と周知を願う。
→環境大臣は期間設定を行わない(方針)と言っていたが、それを踏まえた上で野洲市はやるといふことであれば、そこをしっかりと位置付けて確認しておくこと。

② 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる被保険者に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、野洲市国民健康保険税条例について、所要の改正を行う。

③ 令和元年度野洲市三方よし人材バンクの実績について

野洲市三方よし人材バンクの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの実績について報告する。前年度より採用人数が増えたものの、求職者の多くが短時間勤務を希望されているため、人材不足は解消していない。

④ 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会(第3期)からの提言について

第3期の委員会では、これまでのこどもの家の利用状況や決算額を確認し、季節保育料を段階的に改正したことにより保護者負担額と市税負担額の費用バランスが図られているかを検証し、現段階で保育料を改正する必要がないことや、今後も小学校1年生から6年生まで受け入れること等について提言を受けたため、その内容を報告する。

→誠実にきちんとやっていることを全保護者にお知らせし、職員等の当事者全員とも情報を共有化すること。

⑤ 新型コロナウイルス対応に係る保育所保育料の減額措置について

国の保育所保育料等の取扱いについて整理がされたことや家庭保育の協力をお願いしたことから、当該休業等の期間（令和2年3月4日から3月24日）において、欠席された日数に応じた保育料を減額するものとする。また、令和2年4月14日から5月31日までの間についても市内の保育所においては3月と同様の取扱いとする。

⑥ 新型コロナウイルス対応に係る学童保育所保育料等の減額措置について

学童保育所についても、基本的には保育所と同様に保育料を減額する。ただし、3月分については、保育所が希望者の預かりであったのに対し、学童保育所は通常どおり運営していたことから減額措置の対象としない。

⑦ 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

野洲市人・農地プラン検討会の委員を構成する団体名称が令和2年4月1日に変更（野洲市青年農業者クラブ→野洲市農業者クラブ）されたため、野洲市附属機関設置条例について、所要の改正を行う。

⑧ 全員協議会への提出事項

4月24日（金）開催の全員協議会に報告事項12件、会議結果報告事項2件、連絡事項2件を提出する。資料の提出は明日（4/21）までとなっているため、変更等があれば総務課へ報告願う。
→資料は事前に配布されるため、当日は要点のみを簡潔に説明されたい。

3. その他伝達事項

○ 4月25日（土）に予定していた自治連合会の総会と自治会長会は中止し、自治連合会の役員会のみを4月24日（金）14時に開催するため、各部長の出席をお願いする。（市民部）

○ 先日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、職場内で感染者が発生した場合の業務継続フローについて確認いただいたが、現実に発生した場合には総務部で人員の調整等を行うことも想定されるため、最低限必要な業務と必要な人員について調査を行う予定である。これに併せて、全職員に向けて業務フローの周知も行う。（総務部）

○ 都市計画マスタープラン策定に伴うタウンミーティングについては、先日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において5月末までのイベント等自粛と、会場としていたコミセンの貸館休止が決定されたことから中止とする。市民から意見をいただく方法としては、アンケートやメール等を用いた手法を検討する。（都市建設部）

○ 総合調整会議において、人事課の業務改善について再度検討することとされているが、何を検討するのか。

→時間外勤務の多い所属において、業務の見直しを検討いただくことを考えていたが、業務が多い中で更に負担が増すとの意見があったこと等から、やり方を整理したいと考えている。

→人員は適正でないが、仕事は待ってくれない。仕事に合わせて人を増やせば足りなくなる。
そこをどのように捌くのか。何を見直すかを丁寧に、戦略的に考えること。

4. 次回部長会議の予定

4月27日（月）8時45分～ 第1委員会室